

介護保険運営協議会の概要について

【東久留米市介護保険条例】

（介護保険運営協議会の設置）

第 17 条 市は、介護サービスの実施状況その他の介護保険に関する適正な運営を確保するため、東久留米市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

【東久留米市介護保険条例施行規則】

（介護保険運営協議会の所掌事務）

第 45 条 条例第 17 条の規定による東久留米市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市の介護サービス等の実施及び運営に関する事項
- (2) 介護保険事業計画及び老人福祉計画の総合的な策定に関する事項
- (3) 介護サービス等の相談及び苦情への対応その他解決方法に関する事項
- (4) 地域包括支援センターの設置に関する事項
- (5) 地域包括支援センターの公正、中立性の確保に関する事項
- (6) その他介護保険の事業を円滑に実施するために必要な事項

（委員数等）

第 46 条 運営協議会の委員数は、16 人以内とし、次に定めるところにより、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 被保険者を代表する委員 4 人以内
- (2) 保健・福祉・医療を代表する委員 8 人以内
- (3) 学識経験者 1 人
- (4) 市職員 3 人以内 ※ 平成 30 年 10 月 1 日施行規則改正により 1 名増。

（委員の任期）

第 47 条 委員の任期は、3 年とする。委員が任期の途中で交代する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長の選任等）

第 48 条 運営協議会には、委員の互選により会長及び副会長を各 1 名置くものとする。

- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 49 条 運営協議会の招集は、会長が行うものとする。

- 2 運営協議会の開催は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。
- 3 運営協議会の審議は、原則として公開するものとする。ただし、公開しないことにつき合理的な理由がある場合については、審議を公開しないことができる。
- 4 運営協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 この規則に定めるもののほか運営協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【補足説明】

1 委員の任期と後任者の任期について

委員の任期は、3年で、委員が任期の途中で交代する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とします。（条例施行規則第47条第1項）

- (1) 第7期委員の任期 平成30年10月1日から平成33年9月30日まで（3年間）
- (2) 任期中に委員の交代が生じた場合は、委員の選出区分（条例施行規則第46条「（委員数等）」）から後任の委員を市長が委嘱または任命します。

2 協議会の開催予定について

- (1) 平成30年度は、今回を含めて2回程度、平成31年度は、4回程度の開催を予定しています。
- (2) 開催時間は原則、平日午後7時～8時30分（審議は90分程度）を予定しています。

3 協議会の傍聴と審議の録音について

審議は原則、公開します。ただし、公開しないことにつき合理的な理由がある場合については、審議を公開しないことができます。（条例施行規則第49条第3項）

- (1) 公開しないことにつき合理的な理由がある場合を除き、協議会の傍聴を許可します。
- (2) 審議の内容を、記録保管用として録音します。

4 協議会の事務局について

協議会の事務局は、福祉保健部介護福祉課において行います。